

お部屋の保険

》ワイドII》

賃貸住宅での暮らしをサポートします。「お部屋の保険 ワイドII」は、居住用の賃貸住宅等にお住まいの方を対象とし、入居者の方の家財保障、家主さんへの賠償責任保障や修理費用保障をはじめ各種保障を組み合わせた商品です。

このリーフレットは、各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」を参照ください。

家財保障

借用戸室内に収容される被保険者所有の家財に次の1から10までの事故によって損害が生じた場合に、家財保険金をお支払いします。



1 火災

失火やもらい火など



2 落雷



3 破裂・爆発

ガス爆発など



4 落下・飛来・衝突・倒壊

建物外部からの物体による



5 水濡れ

給排水設備の事故・他人の戸室で生じた事故による水濡れ



6 騒乱・労働争議

暴力行為・破壊行為



7 盗難※1

窃盗・強盗など



8 風災・雹災・雪災※2

台風・豪雪など



9 水災※3

床上浸水など



10 破損・汚損※4

1~9以外の不測かつ突然的な事故

※1:現金の盗難は20万円限度。預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度かつ1回の事故につき100万円限度

※2:自己負担額5千円(損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。)

※3:家財保険金額の10%が限度

※4:1回の事故につき50万円限度(自己負担額3万円)

*借用戸室がサービス付き高齢者住宅または専用使用権のある有料老人ホームに該当する場合には、借用戸室内においてレンタルしている福祉用具(介護ベッド、歩行器など)も家財として保障します。また、借用戸室が属する建物が所在する敷地内の建物内に持ち出している家財も保障します。

お支払いします

- タバコの火の消し忘れで火災を起こし、家具や洋服を焼失させてしまった。
- 隣家の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- 借用戸室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車が盗まれてしまった。
- ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

お支払いできません

- 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- 外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあったカメラを盗まれてしまった。

借家人賠償責任保障



次の①～③に該当する事故により、借用戸室を損壊させてしまい、大家さんにに対する法律上の損害賠償責任を負う場合
①火災
②破裂・爆発
③給排水設備の使用または管理に起因する漏水・放水または溢水による水濡れ

お支払いします

- 洗濯機のホースが外れて漏水し、借用戸室の床に損害を与えた。
- タバコの火の消し忘れで火災を起こし、借用戸室を焼失させた。

お支払いできません

- 共用部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。

個人賠償責任保障



次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合
①借用戸室の使用または管理に起因する事故
②被保険者※5の日常生活に起因する事故
※5:保険証券記載の被保険者およびその同居の親族

お支払いします

- トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。

お支払いできません

- 自動車を運転中、他人に接触し、ケガをさせてしまった。

死亡時修理費用保障



死亡による修理費用

被保険者の死亡により、借用戸室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保険者※6が負担した場合

遺品整理費用

被保険者が死亡し、借用戸室を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理費用を被保険者※6が負担した場合

※6:法定相続人・保証人を含みます。

お支払いします

- 入院中に被保険者が死亡し、お部屋を明け渡すために遺品の整理費用が発生した。

お支払いできません

- 引越しの際に故人の遺品を処分した。

災害修理費用等保障

次の損害が発生し、被保険者が自らの責めに帰すべき事由により賃貸借契約等に基づく義務に反した場合もしくは賃貸借契約等に修理すべき定めがある場合または修理すべき急迫の事情※7がある場合で、自費で借用戸室の損害を修理した場合に、その費用に対して修理費用保険金をお支払いします。※8

※7:修理が可能となった時から、7日間以内に修理に着手したものに限ります。

※8:借家人賠償責任保険金および死亡時修理費用保険金をお支払いする場合を除きます。

借用戸室の修理費用
家財保障の1～9の事故による借用戸室の修理費用

借用戸室の修理費用

洗面台・浴槽・便器の修理費用
不測かつ突然的な事故により洗面台・浴槽・便器およびこれらの付属物が破損し修理した場合
＊自己負担額1万円

ドアロック交換費用
いたずら等による、ドアロック(錠)に対する破壊、または借用戸室の力ギを外出先で盗まれた場合
＊1回の事故につき3万円限度

取付板ガラスの修理費用
借用戸室の取付板ガラスが破損し修理した場合

専用水道管修理費用
借用戸室専用水道管の凍結により損害が生じ修理した場合
＊1回の事故につき30万円限度

凍結再発防止費用
借用戸室専用水道管に凍結事故が発生し、その箇所に再発防止を施す場合
＊1回の事故につき1万円限度

- 化粧瓶を落とし、洗面ボールを割ってしまった。
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロック交換した。
- 急激な寒暖差で網入りガラスにヒビが入った。

- 外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロック(錠)を交換した。
- 日常生活により床が摩耗した。
- 絵画を飾るために壁に釘を打った。退去の際に原状回復を求めて、修理費用が発生した。

各種費用

臨時宿泊費用

家財保障の1～10の事故により借用戸室が属する建物が損害を受け、電気・ガス・排水設備・生活用通路等が利用できなくなり一時的に有料宿泊施設を利用した費用
＊1室1泊3万円限度かつ14泊まで、1回の事故につき20万円限度

被災転居費用

家財保険金をお支払いする場合で、その事故で建物に半損以上の損害が生じ、居住ができなくなった際の①転居先の賃貸借契約等に必要な諸費用 ②転居先への引越費用
＊1回の事故につきそれぞれ20万円限度

残存物取扱費用

家財保険金をお支払いする場合で、損害を受けた家財の残存物の取り壊し、搬出、清掃に必要な費用
＊1回の事故につき家財保険金の10%限度

失火見舞費用

借用戸室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合
＊被災世帯数×10万円。
ただし、1回の事故につき家財保険金の20%限度

お支払いします

- 借用戸室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。
- 津波により借用戸室が全損となった。

お支払いできません

- 誰かが侵入した形跡があり、気持ちが悪いのでホテルに宿泊した。

地震災害費用

借用戸室が属する建物が地震等で全損となった場合
＊1回の事故につき20万円